

教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和7年2月26日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会
南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和7年2月26日（水） 午前10時00分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

3. 会議次第

開 会 午前10時

開議宣告

会議録署名委員の指名 清水委員（南あわじ市） 山本委員（学校組合）

前回会議録の承認

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午前11時38分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

（教 育 長） 新 宅 忠 敏

（教育委員） 近 藤 宰 常、青 木 京、清 水 真 澄、山 本 真 也

《学校組合》

（教 育 長） 新 宅 忠 敏

（教育委員） 狩 野 時 夫、近 藤 宰 常、山 本 真 也、橋 本 直 之

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 福 田 龍 八、教育次長補兼学校教育課長 上 原 泉、

教育総務課長 田 村 智 巨、社会教育課長 真 野 匡 史、

社会教育課付課長兼生涯学習推進室長 阿萬野 真 司、

図書館長兼滝川記念美術館玉青館長 山 家 光 泰、

スポーツ青少年課長 柏 木 映理子、学校給食センター所長 山 形 さゆり、

教育総務課係長 佐々木 友 美、教育総務課主査 興 津 里 香

7. 会議に付した事件及びその結果

《南あわじ市》

議案第 2 号 南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について

原案可決

議案第 3 号 南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則

- | | | |
|-----|------|--|
| | | 制定について |
| | | 原案可決 |
| 議案第 | 4 号 | 南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規程の一部を改正する規程制定について |
| | | 原案可決 |
| 議案第 | 5 号 | 南あわじ市立小学校及び中学校の職員の服務に関する規程の一部を改正する規程制定について |
| | | 原案可決 |
| 議案第 | 6 号 | 南あわじ市就学援助規則の一部を改正する規則制定について |
| | | 原案可決 |
| 議案第 | 7 号 | 南あわじ市立小中学校の学校徴収金事務取扱規程を廃止する規程制定について |
| | | 原案可決 |
| 議案第 | 8 号 | 南あわじ市図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について |
| | | 原案可決 |
| 議案第 | 9 号 | 寄附物件の受納について |
| | | 原案可決 |
| 議案第 | 10 号 | 寄附物件の受納について |
| | | 原案可決 |

《学校組合》

- | | | |
|-----|-----|---|
| 議案第 | 1 号 | 南あわじ市・洲本市小中学校組合就学援助規則の一部を改正する規則制定について |
| | | 原案可決 |
| 議案第 | 2 号 | 南あわじ市・洲本市組合立小中学校の学校徴収金事務取扱規程を廃止する規定制定について |
| | | 原案可決 |

1. 開 会

午前10時

【新宅教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名

【新宅教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、清水委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、山本委員にお願いいたします。

3. 前回会議録の承認

【新宅教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

【柏木課長】 (発言について修正の申し出あり)

【新宅教育長】 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 ご意見がないようですので、前回の教育委員会定例会会議録については先ほどご発言いただいた部分を修正した上で承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、教育委員会定例会の議録は一部を修正した上で承認することに決定しました。

4. 教育長報告

【新宅教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

先日2月17日の校長会におきまして私のほうから話した内容について、一部になりますが、お話をさせていただきたいと思います。

今年度、校務改革と授業改革をしっかりと行っていくということで4月にスタートをしたわけですが、今年度もあと1か月の時期を迎えて、それぞれの学校が今どの段階にあるのかということを校長先生方に問いかけをしました。また、来年度に向けての準備がどこまでできているのかということで、この1年をかけて、準備をしてきたかどうか。これが4月からのスタートに大きく影響していくであろうということをお話しました。

その中で、教育委員会の学校訪問では、各学校から略案を出していただいておりますが、略案を提出するのであれば、指導助言もセットにしてほしいという現場からの声がありました。また、業務改善という中で、略案を提出することがどうなのかということについても以前から根強い声があるということでございます。私のほうからは、普段から学校で共通した略案を使い、あるいは指導案を研究することによって、短時間で作成する工夫をしてこそ業務改善があり、業務改善と資質向上が一体となって初めて、校務改革と授業改革が達成できるのではないかとということで、業務改善のために略案をなくすということについては、本末転倒であろうということをお話させていただいたところです。

次に、2024年のストレスチェックの状況ですが、これは強制ではありませんので、提出いただいている教職員の結果ということになりますけども、高ストレス者が増加しております。様々な要因が考えられるのですが、業務の負担については、校長先生方には、チームとしてしっかりと対応をしてほしいと。1人の先生に負担がかかるというようなことのないようにお願いしたいということをお話しております。また、学校には、安全衛生委員会が組織されておりますので、その辺をしっかりと活用いただいて、先生方のストレスの軽減を努めていただきたいということをお話してまいりました。部活動の指導については、今後の地域展開によって、いずれ近い将来、一気に解消されていくということになります。今まで一生懸命指導されてきた先生方については、勤務時間内の部活動の指導がなくなります。地域で指導する方も出てくると思います。しかし、学校から部活動がなくなった後の学校の在り方をそろそろ描く時期がきているのではないかとことを伝えました。

以上で教育長報告を終わります。

この点につきまして何かご意見等ございませんでしょうか。

【青木委員】 教育委員会の学校訪問での略案については、先生の授業の視点や目的がよくわかりますので、私は大変ありがたいなと思っています。

【新宅教育長】 学校訪問での授業参観では、最初の展開部分をそれぞれの教室で見て、その後他の教室を回った後、戻ってもう一度見えています。そのように関心を持って授業を見ていく中で、やはりどの様な授業展開がなされたかを確認するためにも略案は重要だと考えています。

【近藤委員】 日頃からのオン・ザ・ジョブ・トレーニングがきっちりシートに落とせることで、略案もスムーズに作成できると思います。この先生はこういうねらい、こういう願いで今日の授業を進めているということが伝わる事が大事なかなと思います。先ほど教育長もおっしゃられたように、略案の作成は業務改善や資質向上につながっているのだということです。オン・ザ・ジョブ・トレーニングの中でそういう授業のねらいや願いをきちんとコンパクトに作成するトレーニングが実はできてないのだという事が見えてくる学校もあるということで、今後も、事前に学校の方にもお伝えをしていただいて、きっちりペーパーでお示ししていくことも大事なかなと思っています。

【新宅教育長】 授業改革と校務改革がセットで進んでいる学校では、既に指導案が学校の中で検討されております。今後そのような話もさせていただこうと思います。

【新宅教育長】 他にご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

5. 議 事

【新宅教育長】 次に、議事に移ります。議事につきましては、南あわじ市議案 9 件、小中学校組合議案 2 件を審議いたします。

○南あわじ市教育委員会議案第 2 号

「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第2号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由の説明を求めます。

【田村課長】 南あわじ市教育委員会議案第2号の提案理由の説明を申し上げます。

主な改正内容について、新旧対照表にて説明させていただきます。まず、「別表第1」の改正につきまして、学校教育課の組織を、現行の「教育係」「指導係」のうち「指導係」を廃止し、「教育みらい創造室」を新たに設置するものです。多様化する児童生徒への支援や、より複雑化・困難化する学校教育の改善等、様々な課題に的確に対応するため、より効率的で機能的な体制の強化を図ります。

次に、「別表第2」の改正につきまして、先ほどご説明いたしました学校教育課組織の改編により、事務分掌を見直すとともに、社会教育課、スポーツ青少年課の事務分掌につきましても、現行に沿った事務分掌となるよう改正するものです。

なお、附則でこの規則の施行日を令和7年4月1日と定めております。
以上で、南あわじ市教育委員会議案第2号につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第2号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第2号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第3号

「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第1号「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由の説明を求めます。

【上原次長補】 提案理由をご説明申し上げます。公立小中学校における県費負担任用職員の職名が変更されたことに伴い、規則の一部を改めるものでございます。なお、附則でこの規則は令和7年4月1日から施行し、改正後の南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規則の規定は令和6年4月1日から適用すると定めております。以上、慎重ご審議の上、適切なるご決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

以上、議案第3号の提案理由のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第3号「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第3号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第4号

「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規程の一部を改正する規則規程について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第4号「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規程の一部を改正する規程制定について」、提案理由の説明を求めます。

【上原次長補】 提案理由をご説明申し上げます。学校事務の適正化を図るため、本規程第12条第1項中「その使用開始日の10日前までに」を「あらかじめ」と改め、同条第2項中「その使用開始日の7日前までに」を「あらかじめ」と改め、本規程第8条により定める様式第10号の年次休暇簿及び第11号の勤務に関する証明簿を、ＯＡ化推進に伴い、学校での事務手続きがより効果的にこなえる様式に改めるものです。なお、附則でこの規程の施行日を令和7年4月1日と定めております。

以上、議案第4号の提案理由のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第4号「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規程の一部を改正する規程制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第4号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第5号

「南あわじ市立小学校及び中学校の職員の服務に関する規程の一部を改正する規程制定について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第5号「南あわじ市立小学校及び中学校の職員の服務に関する規程の一部を改正する規程制定について」、提案理由の説明を求めます。

【上原次長補】 提案理由のご説明を申し上げます。この規程の一部改正については、学校事務の適正化、効率化を推進するために、第3条に定める様式第1号及び第11条に定める様式第5号、様式第6号を改めるものです。なお、附則でこの規程の施行日を、令和7年4月1日と定めております。

以上、議案第5号の提案理由のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第5号「南あわじ市立小学校及び中学校の職員の服務に関する規程の一部を改正する規程制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第5号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第6号

「南あわじ市就学援助規則の一部を改正する規則制定について」

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号

「南あわじ市・洲本市小中学校組合就学援助規則の一部を改正する規則制定について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第6号「南あわじ市就学援助規則の一部を改正する規則制定について」及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号「南あわじ市・洲本市小中学校組合就学援助規則の一部を改正する規則制定について」の2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

【上原次長補】 提案理由を一括してご説明申し上げます。現行の就学援助に関する請求、受領、執行について申請者の委任を受けることができるのは学校長のみとなっていますが、令和7年度から学校給食費や教材費等の学校徴収金を公会計化し、市が取り扱うことになるため、規則の一部改正し、委任を受けることができる者に市長を加えるものです。また、組合規則も同様に、委任を受けることができる者に管理者を加える改正を行っております。なお附則で、この規則の施行日を令和7年4月1日と定めていますが、本年度中に入学準備金の手続きが発生しているため、経過措置を定めております。

以上、南あわじ市議案第6号及び小中学校組合議案第1号の提案理由のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第 6 号「南あわじ市就学援助規則の一部を改正する規則制定について」及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第 1 号「南あわじ市・洲本市小中学校組合就学援助規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第 6 号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第 1 号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第 7 号

「南あわじ市立小中学校の学校徴収金事務取扱規程を廃止する規程制定について」

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第 2 号

「南あわじ市・洲本市組合立小中学校の学校徴収金事務取扱規程を廃止する規程制定について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第 7 号「南あわじ市立小中学校の学校徴収金事務取扱規程を廃止する規程制定について」及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第 2 号「南あわじ市・洲本市組合立小中学校の学校徴収金事務取扱規程を廃止する規程制定について」の 2 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

【上原次長補】 提案理由を一括してご説明申し上げます。これまで各学校が取り扱ってきた保護者から徴収する学校給食費や教材費の学校徴収金を令和 7 年度から公会計化して市及び組合が取り扱うことになるため、関係規程をそれぞれ廃止するものです。なお、附則で、この規程の公布日を令和 7 年 4 月 1 日と定めております。

以上、南あわじ市議案第 7 号及び小中学校組合議案第 2 号の提案理由のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第7号「南あわじ市立小中学校の学校徴収金事務取扱規程を廃止する規程制定について」及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号「南あわじ市・洲本市組合立小中学校の学校徴収金事務取扱規程を廃止する規程制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第7号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第8号

「南あわじ市図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第8号「南あわじ市図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由の説明を求めます。

【山家館長】 提案理由の説明を申し上げます。今回の一部改正については、2点ございます。現在、市立図書館では毎月月末整理日に職員全体会を開催し事務調整を行っております。現行の規則では月末整理日の規定により、月をまたぐことがございます。その場合、翌月開催となりまして、サービス等の変更がある場合、月途中で開催しなければいけないということで市民の皆様の混乱をきたすことにもなりかねません。そこで、この度の一部改正では、月末整理日を資料整理日と改め、最も近い休館日でないその月の終わりに近い日とすることによって、スムーズに事務調整をおこなってま

いりたいということで、今回の改正を行うものです。２点目として、現在、図書館利用登録を行う際、本人確認書類として運転免許証や健康保険証などを確認しております。令和６年１２月をもって健康保険証が廃止になったことから、「利用者登録申込兼再発行申請書」の様式内の「保険証」の文言を削除するものでございます。なお附則で令和７年４月１日を施行日と定めております。

以上で提案理由のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第８号「南あわじ市図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第８号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第９号

「寄附物件の受納について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第９号「寄附物件の受納について」、提案理由の説明を求めます。

【眞野課長】 提案理由のご説明を申し上げます。去る令和７年２月６日、社会教育課

に対し公益財団法人淡路人形浄瑠璃館より、淡路人形座の指定管理期間終了に伴い、淡路人形座に設置した看板3つと整備した植栽の寄附の申し出がありました。これを受け、淡路人形座の健全な運営に活用すべく受納するものです。

以上で提案理由のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第9号「寄附物件の受納について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第9号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第10号

「寄附物件の受納について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第10号「寄附物件の受納について」、提案理由の説明を求めます。

【柏木課長】 提案理由のご説明を申し上げます。令和7年4月、市内在住のオカリナ製作吟友工房の友地裕様より、子ども達が淡路瓦の土を使って製作したオカリナに親しむことで、音楽の学びや楽しみ、また、南あわじ市で育った喜びを感じてほしいと、

淡路瓦製オカリナ１００本及び小学生用オカリナ教本５０冊、約６０万円相当の寄附の申し出がありました。寄附申出者につきましては、平成２８年に淡路瓦の土を使った、吟友オカリナの製作を開始し、淡路瓦製オカリナの良さを広めるため、講演会の開催や、オカリナ教室の開講、製作体験などをされております。また、昨年９月２８日に開催しました令和６年度の南あわじ市子ども映画祭にアフタースクールの子どもたちによるオープニングとしまして、オカリナ演奏の指導者としてもご協力をいただいております。来月３月２７日に市長室において、寄贈式典を予定しております。

以上で提案理由のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第１０号「寄附物件の受納について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第１０号は原案のとおり決定されました。

6. 協議及び報告事項

【新宅教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。

協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

(1) 南あわじ市議会 3 月定例会の提出議案について

【新宅教育長】 「南あわじ市議会 3 月定例会の提出議案について」事務局より説明をお願いします。

【田村課長】 この案件につきましては去る令和 7 年 2 月 21 日に開会した、令和 7 年第 130 回南あわじ市議会定例会において提案された「令和 6 年度南あわじ市一般会計補正予算（第 9 号）」及び「令和 7 年度南あわじ市一般会計当初予算」の 2 件が対象となっております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条において「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されている事件に該当し、市長より意見を求められているところです。

本来は、事前に当委員会にお諮りすべきところでしたが時間的な都合により、教育長専決にて進めさせていただき、今回ご報告させていただくものです。

○令和 6 年度南あわじ市一般会計補正予算（第 9 号）

【田村課長】 まず、令和 6 年度南あわじ市一般会計補正予算（第 9 号）につきましてご説明申し上げます。

お手元の「第 130 回南あわじ市議会定例会 提出議案」をご覧ください。

まず歳入予算についてご説明申し上げます。14 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、6 目、教育費国庫補助金 853 万 3,000 円を追加し、4,728 万 8,000 円とするものです。これは小学校費において今年度実施した神代小学校トイレ改修工事にかかる国庫補助金の精算による減額と、令和 7 年度に繰り越して実施予定の小学校 7 校分の音楽室空調整備工事にかかる国庫補助金の追加、また幼稚園費において医療的ケア業務委託料にかかる国庫補助金の減額を行うものです。

次に 17 款、寄附金、1 項、寄附金、9 目、教育費寄附金 2,000 万円を追加し、2,000 万円としています。これは 1 月 29 日の定例会でご説明申し上げた松帆小学校及び西淡中学校の教育環境整備費用としていただいた個人からの寄附金を予算に計上したものです。

次に 18 款、繰入金、2 項、基金繰入金、8 目、子ども未来基金繰入金 950 万円を減額し、4 億 350 万円とするものです。このうちの一部について、幼稚園費における医療的ケア業務委託料の財源としているため、歳出の減額に伴い基金繰入金を減額するものです。

続いて 10 目、学ぶ楽しさ日本一基金繰入金 520 万円を追加し、8 億 9,120

万円とするものです。これは沼島小中学校のために寄附いただいた、いわゆる丸川基金分で、このたび沼島小学校の音楽室空調整備に合わせ、多目的室や学習室の空調整備を同時に実施予定としていることから、この財源として基金を取り崩すものです。

続いて20款、諸収入、5項 雑入、5目、雑入で700万円を減額し、7億2,22万9,000円とするものです。このうち8節 教育費雑入で440万円の減額を計上しています。これは幼稚園給食費負担金40万円と、B&G財団からの子どもの第三の居場所運営事業助成金400万円の減額です。

次に21款、市債、1項、市債、8目、教育債、1億30万円を追加し、5億2,700万円とするものです。小学校音楽室空調整備工事などに伴う義務教育施設整備事業債の追加1億1,180万円のほか、事業の精算に伴う学ぶ楽しさ支援センター整備事業債、社会教育施設整備事業債の減額です。

引き続き歳出について説明させていただきます。

10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育振興費 1,640万円を減額し、5億9,182万円とするものです。主な内容としては小中学校通学バス運行業務委託料980万円、学ぶ楽しさ支援センターの第三の居場所開設工事にかかる設計監理委託料150万円、第三の居場所の送迎車両購入のための公用車購入費400万円など、いずれも決算見込みによる減額となっています。

同じく4目、小中学校組合費472万9,000円を減額し、1億5,060万7,000円とするものです。小中学校組合会計の減額補正を受けた南あわじ市分の負担金の減額です。

続いて2項、小学校費、1目、学校管理費1,980万円を追加し、2億3,210万円とするものです。主な内容は、令和7年度に予定していた小学校の校舎等営繕工事を前倒しで計上し、繰り越して執行しようとする事による設計委託料や工事請負費の追加です。

2目、教育振興費90万円を減額し、7,763万7,000円とするものです。決算見込みによる車借上料の減額です。

4目、施設整備費7,210万円を追加し、2億7,260万円とするものです。令和7年度に予定していた小学校音楽室等の空調整備工事を前倒しで計上し、繰り越して執行しようとする事による工事監理業務委託料及び工事請負費などの追加と、令和6年度に実施した神代小学校トイレ改修工事などの精算に伴う設計委託料や工事請負費の減額が主な内容です。

次に3項、中学校費、1目、学校管理費3,320万円を追加し、1億8,269万円とするものです。令和7年度に予定していた中学校の校舎等営繕工事を前倒しで計上し、繰り越して執行しようとする事による設計委託料や工事請負費の追加が主な内容です。

続いて4項、幼稚園費、1目、幼稚園費270万円を減額し、7,798万6,000円とするものです。幼稚園における医療的ケア業務委託料について、決算見込み

により減額するものです。

次に5項、社会教育費、1目、社会教育総務費、70万円を減額し、2億2,176万8,000円とするものです。人形浄瑠璃体験教室補助金を決算見込みにより減額するものです。

2目、公民館費335万2,000円を減額し、1億8,164万9,000円とするものです。地区公民館改修工事費について、工事費が確定したことにより減額するものです。

8目、埋蔵文化財費114万2,000円を減額し、8,907万6,000円とするものです。門崎砲台調査報告書印刷部数の減に伴う印刷製本費の減額です。

次に6項、保健体育費、2目、体育施設費770万円を減額し、1億6,250万4,000円とするものです。三原健康広場における営繕工事費の決算見込みによる減額です。

13款、諸支出金、1項、基金費、15目、学ぶ楽しさ日本一基金費2,000万円を追加し、9億7,507万8,000円とするものです。歳入でご説明した寄附金2,000万円を積み立てるものです。

以上、令和6年度南あわじ市一般会計補正予算（第9号）につきましてのご説明とさせていただきます。

○令和7年度南あわじ市一般会計予算

【田村課長】 続きまして、令和7年度南あわじ市一般会計当初予算について説明させていただきます。資料は14ページからとなります。

令和7年度の南あわじ市一般会計予算では、歳入歳出それぞれ329億7,000万円と定めており、前年度比6.3%増となっております。その中で、教育委員会関係予算は、労働費で877万5,000円、教育費30億7,315万1,000円を計上しております。労働費は前年度比4.7%減、教育費は0.8%増となっています。教育費の構成比は、一般会計全体の9.3%を占めており、民生費、総務費、土木費に次いで大きな予算額となっております。

予算の内容につきましては事業概要説明書を用いまして、各課長から順に、主な事業の概要説明をさせていただきます。

まず、教育総務課分について説明いたします。

小中学校スポットクーラー整備事業でございます。こちらは新規事業となっております。近年の高温多湿の環境を踏まえ、熱中症対策として市内小中学校の体育館にスポットクーラーを設置するものです。学校の体育館は災害時の避難所として指定されている場所も多く、非常時の対応としても役立つことが期待されます。予算額としては310万円を計上しています。

教育ICT環境整備事業をご説明いたします。ここでは学校での校務に使用するパ

ソコンやセキュリティ強化を図るためのクラウドサービスのほか、システムエンジニアやICT支援員が各学校を巡回訪問してICTの環境整備や研修等の支援を行う教育情報システム保守管理委託料として1億4,270万円、またGIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末が更新時期を迎えることによる端末更新や学習支援システムなどの導入及びランニングコストとして情報端末運用管理業務委託料8,317万円、及び電子黒板借上料として1,659万円などを計上しています。総額は2億5,206万円となっております。

学ぶ楽しさ支援センター運営事業費でございます。学ぶ楽しさ支援センターの3つの機能である教職員の自主研修支援、防災教育の拠点づくり、子どもたちの社会的自立支援を実施するための費用でございます。事業費としては、子どもの第三の居場所運営事業として専門的な知識を有するNPO団体への運營業務委託料1,440万円、学ぶ楽しさ支援センターのセンター長などの人件費790万円、講師謝礼等100万円を予算計上しています。総額は3,088万円となっております。

私がつくるワタシの南あわじ事業です。こちらは新規事業となっております。これまで南あわじ市や淡路景観園芸学校、国立淡路青少年交流の家と4者連携を締結し、地域課題やその解決方法を探究してきた淡路三原高校が、取り組みをさらに深めるため市役所と協働して南あわじ市が抱える地域課題を解決するため「実際に取り組んでみる」ことを支援する補助金として100万円を計上するものです。この取り組みを通じて、淡路三原高校の生徒や先生方が南あわじ市を深く知ることによって郷土愛を育むとともに、地域において実際に活動することで、これまで以上に地元で愛される学校となり、魅力ある学校となることが期待されるものです。

丸川プロジェクト事業でございます。令和5年度に故・丸川さまから遺贈いただいた寄附金を活用し、故人の遺志実現のために、児童生徒たちが自ら学校をよくするために何をすべきか議論し、その提案を実現していく事業を実施するもので、令和7年度は沼島小学校のトイレを洋式化するための実施設計130万円と、小中学校施設敷地管理のための草刈り機の購入費用40万円のほか、沼島小中学生が食に関する学びを深めたり、地域と連携したSDGs活動に取り組むための活動補助金100万円を計上しています。総額で270万円となっております。

教育総務課の事業につきましては以上でございます。

【上原次長補】 続きまして学校教育課から説明させていただきます。

給食費負担軽減事業についてです。物価高騰に伴う学校給食事務負担軽減事業につきましては、小中学校においては1食あたり61円、幼稚園においては1食あたり36円の物価高騰を見込んでおり、予算額3,680万円を計上させていただいております。

地場食材利用拡大推進事業については、予算額500万円を計上させていただいております。引き続き、学校給食における地場食材の活用に取り組んでまいります。

スクールイノベーション事業は、現在のスクールチャレンジ事業から名称を変えさせてさせていただいております。

不登校対策・心の相談事業は、中学校1校をモデル校として校内サポートルームを設置いたします。

読書活動推進事業ですが、学校司書1人を増員し、図書館コーディネーターとして、小中学校を巡回し、情報センター機能を持つ取り組みをします。

学校徴収金公会計化事業につきましては、学校長が保護者から徴収し支払いをしていただく給食費及び教材費を、市が徴収と支払をさせていただきます。それにより学校事務の負担軽減を図ります。

以上、学校教育課事業分の説明を終わります。

【眞野課長】 続きまして、社会教育課分についてご説明いたします。

淡路人形浄瑠璃の伝承についてご説明いたします。淡路人形浄瑠璃の振興や保存、伝承並びに市の観光振興に寄与することを目的に、淡路人形浄瑠璃館の運営を行うための指定管理料として5,000万円。また、淡路人形浄瑠璃の普及啓発にかかる、淡路人形座指導者派遣や、団体発表会の開催経費として、淡路人形座協会への団体費、310万円などを計上しており、総額は5,395万円となっております。

次に、門崎砲台跡の保存活用事業でございます。令和6年10月、南あわじ市文化財保護審議会より、門崎砲台跡の保存活用に関する意見書が提出されました。その砲台を広く周知するための事業費として、解説看板、まず、ARのデジタル技術を活用した投影に314万円。解説看板の設置に80万円。講演会やフィールドワークの開催経費12万円を計上しております。総額は420万円となっております。なお、看板とARにつきましては、え、新しく完成される道の駅うずしおに設置する予定であります。

社会教育課事業分の説明は以上です。

【阿萬野室長】 続きまして、社会教育課生涯学習推進室分について説明いたします。

まず、地区公民館改修事業でございます。利用者が安全で快適に利用できるように、公民館施設の改修工事を実施するために、2,810万円の経費を計上しております。主な経費は、広田地区公民館1階空調改修工事が1,380万円。湊地区公民館の非常用発電設備更新工事が820万円。福良地区公民館の排水対策のための調査費が300万円となっております。

生涯学習推進室の事業については以上でございます。

【柏木課長】 続きまして、スポーツ青少年課の事業について説明いたします。

夢プロジェクト事業でございます。小中学生を対象に、著名なスポーツ選手や文化人等を講師として招き、講演会を開催し、スポーツや文化の魅力や楽しさ、努力する

大切さを学ぶ機会を提供するものです。令和7年度は小学校5校、中学校2校に加え、オリックス・バファローズ等のプロ野球選手を招く少年野球教室や、Vリーグ兵庫出るフィーノの男子バレーボール選手によるバレーボール教室を開催する予定です。予算額としまして、400万円を計上してございます。

次に、アフタースクール事業でございます。放課後児童クラブ、いわゆる学童保育と放課後こども教室を融合したアフタースクール事業を展開いたします。アフタースクールでは、全ての児童を対象とした専門講師やまちの先生といった地域の方の参画を得ながら、遊びを通じた文化、スポーツなどの多種多様な体験プログラムを提供する事業となります。市内小学校15校区のうち、これまでの開設校区11校区に加え、新たに市小学校区、松帆小学校区の2か所の開設を進めてまいります。主な経費としまして、体験プログラム講師の発掘や企画などを担うエリアマネージャーや、子どもたちを見守り関わる支援員として市会計年度任用職員の人件費が1億2,245万円。アフタースクール阿万の2階の部屋の空調設備設置工事費が350万円。体験プログラム専門講師、まちの先生への謝礼として2,745万円を計上しており、予算総額は1億7,605万円となっております。

続きまして、文化・スポーツ担い手強化応援事業でございます。市内において活動する文化、スポーツ団体のうち、中学生を含めた若年層の市民等を受け入れ、当該団体の担い手となる人材を確保し、活動体制の強化に取り組む団体に対して、活動備品やイベント開催に係る必要な経費として、1団体あたり上限15万円を補助するものです。この事業は令和5年度から実施しており、スポーツ団体についてはスポーツ青少年課、文化芸術団体については社会教育課が窓口となっており、予算額は300万円を計上しております。この補助金のほか、中学生を含めて活動する団体にはスポーツセンターや公民館等の市施設使用料の減免や、選手派遣補助金として広域大会出場に伴う交通費などを支援しております。今後、令和10年9月から休日や平日も含めた学校部活動を地域クラブへ完全地域移行し、南あわじ市地域クラブの活動「MINA・KATAU」として、子どもたちのみならず、地域の誰もが文化芸術やスポーツ活動に親しむことのできる環境づくりをめざしてまいります。

スポーツ青少年課の事業については以上でございます。

○南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例制定について

【眞野課長】 引き続き、南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。本条例の一部改正は、当該施設を観光資源として有効活用し、地域や観光客にとっての魅力を高め、更なる集客を図るため、休館日を改正するものと、その他事務手続き上の改正を行うものです。なお、附則でこの条例の施行日を、令和7年4月1日と定めております。以上です。

【田村課長】 以上、南あわじ市議会 3 月定例会の提出議案について、ご説明いたしました。

【新宅教育長】 説明が終わりました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(2) 南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会（2 月）の報告について

【新宅教育長】 「南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会（2 月）の報告について」事務局より説明をお願いします。

【田村課長】 令和 7 年第 1 回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会が 2 月 20 日の 1 日の会期で開催されました。当日上程されました議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条において、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されている事件に該当するため、本来であれば当委員会にお諮りすべきところでしたが、日程の都合上、教育長専決で進めさせていただき、今回このような形で報告させていただくものです。

内容につきましては、「令和 6 年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第 2 号）」及び「令和 7 年度南あわじ市・洲本市小中学校組合議会一般会計予算」が上程の後審議され、賛成多数で認定されました。

一般質問では、2 名の議員から「児童生徒に対する人権・福祉教育について」「部活動の地域移行について」「校区外・区域外就学許可基準について」の質問があり、答弁を行いました。

以上でご報告とさせていただきます。

【新宅教育長】 説明が終わりました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(3) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【新宅教育長】 次に、「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧ください。

7. その他

【新宅教育長】 次に「その他」に移させていただきます。
何かございませんか。

○部活動指導員の配置、「MINA・KATSU」について

【狩野委員】 部活動指導員の配置についてお聞きします。この方は教職員なの地域の指導員なのか、また、今後も継続して配置されるものなのか教えていただけますか。

【上原次長補】 部活動指導員は、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1の経費を補助している指導員で、教職員ではございません。週に7時間以内の範囲で、学校や指導員の状況に応じて勤務していただいております。令和7年度も配置させていただく予定ですが、部活動が完全地域移行になるまでの措置となります。

【狩野委員】 各中学校において、特色として継続しておきたいといった部活動もあるのではないかと思います。聞かせていただきました。また、部活動が完全に地域へ移行した後の学校あり方というものを今から描いていかなければならないと思います。地域移行によって子どもたちが、地域がどの様に変わっていくのかということと、学校の姿が変わると家庭の教育力についても変化が求められると思いますので、その辺りも考えていかなければならない重要なことだと思っております。

【新宅教育長】 部活動がなくなった後の学校のあり方についてですが、まず部活動の地域展開には目的があって、その一つが教職員の負担軽減です。もう一つが子どもたちを地域で育てていくという今までの部活動の姿でない新しい形をこれから作っていくということになります。そのことにより、子どもたちの選択肢が増えて、今まで以上にいろいろなことができるということもあるかと思います。そのために、地域のコミュニティが活性化され、子どもたちからお年寄りまで全世代の人たちがいろいろな活動ができるという姿を描いていきたいと考えております。それと、教職員の負担軽減に伴って教職員の資質向上が大きな柱になってくると思います。ですから、子ど

もたちが学校にいる間の時間の教育の充実がさらに求められるだろうと思いますし、放課後の部活動をしていた時間をこれからはどういう風に活用して教職員の資質向上につなげていくかということも踏まえ、今から取り組んでいきたいと思います。

【青木委員】 漠然とした話になってしまいますが、各地区で例えば婦人会や子ども会が廃止になるといったことが起きているのではないかと思います。私の住んでいる地域でも、婦人会をなくしてほしいという話が下の世代では出ており、地域との繋がりがどんどんなくなって気持ちがギスギスしてきているように感じています。今後、中学校から部活動がなくなると、地域としてまとまって何かをする時に、教育委員会だけでは対応できないのではないかと思います。関係部署が連携して当たっていく必要があるのかなと。例えば、自治会などにもお話を持っていかないと、今のままでは「学校から部活動がなくなるのですね」で終わってしまう感じがしています。地域の人に正しく理解がされてないのが現状ではないかと思うので、もう少し広い視野で、市として、部活動の地域移行がめざしているところについて話をしていき、理解を深めていくことも必要なのではないかと思います。

【上原次長補】 青木委員のおっしゃられたことは、市上げての課題だと思っております。この度、「MINA・KATSU」という名称をつけさせていただいたのは、「文化とスポーツでつながる地域、見つける自分 育てる夢」として、子どもたちが育ち、大人になって、生涯教育としてスポーツや文化芸術など打ち込めるものをめざしていくという意味を込めてのものです。地域の誰もが文化芸術やスポーツ活動に親しみ、そして地域のコミュニティの活性化につながっていくという、そういう南あわじ市をめざしたい。その思いを持って進めていきたいと考えております。

【柏木課長】 先ほど教育長からも説明がありましたように、子どもたちだけではなくて地域の誰もが文化やスポーツに親しむ事ができる環境づくりという事で、皆が活躍できるという事で「MINA・KATSU」と名付けております。

○中学校の校則について

【清水委員】 中学校の校則についてですが、学校の中で生徒個人を大切にし、自分を表現していく中で、服装や髪型もそれぞれの個性として思いを持っている子どもたちも多いと思うのですが、中学校の校則に今書いてあるような、髪を脱色するとかパーマを禁止しているというのはもちろんわかるのですが、ツーブロックや刈上げの髪型が良いのか悪いのかみたいな感じで、校則の改革が良い方へ向かっているというようなことも聞いていたのですが、令和6年度の入学のしおりを見てみると違反だと書いて

てあるのです。しかし、ある保護者から、3年前に生徒会で話し合いをした中で、そういうのは大丈夫ですって決まっていたのに入学のしおりに変更した校則が反映されていなかったから、先生たちは、そのしおりに書いてあることを忠実に守って生徒指導していたのではないかと思います。ですから、入学のしおり等の記載が正しくないと、校則が変更されているはずなのに、先生は生徒にだめと言うことになってしまいます。生徒の間では、前はいいって言っていたのになぜ禁止されるのかとなりますので、もう一度きちんと内容を確認する必要があるのではないかと思います。この行き違いは先生にとっても生徒にとってもストレスで、双方の信頼関係にも影響してきますし、こんなつまらない事で先生たちのストレスを上げたり、子どもたちが先生との信頼関係を失うということにならないようにしていただきたいと思います。校則に書いてある限り、先生は校則を守って生徒に注意するしかないと思いますので、まず正しい校則が記載されているかの見直しをしてほしいというのが私の意見です。

【上原次長補】 現在、市内中学校の生徒指導担当者が集まって校則を整えていっております。来年度入学する生徒に対する入学説明会のしおりは、変更されていると思っておりますが、また確認させていただきます。

【清水委員】 どうしてこの校則が必要なのか、ということを明確にして、いちいち揉めないようになっていきたいですね。なぜなのかがちゃんと子どもたちに伝わり、子どもたちも自分たちの発言によって変えていくことができるという気持ちや夢を持つこともできる、そこを大切にしていただけるとありがたいと思います。

【上原次長補】 学校の方でも、子どもたちの自主性を大切にするため、アンケートを取り、子どもたちにも確認をしながら校則を変更してきております。各学校によって生徒の巻き込み方は様々だったように思いますが、校則の変更は市内中学校統一して開始する予定です。

【清水委員】 確定した校則については、学校内や子どもたちだけでなく、全世代の保護者に共通認識が持てるような発信を必ずしていただくようにお願いします。

○中学校部活動の地域移行によるスポーツ施設の減免について

【清水委員】 市内のスポーツ施設を使用する場合、減免の説明をいつも受けるのですがとても難しいと感じています。減免は施設の使用料の部分のみで、空調費とか電気代とか細かい項目がたくさんあり、この部分は減免の対象ではないとかいろいろなきまりがあるようです。市外の体育館では、使用料の中に空調費とか電気代などが含ま

れており、そこから5割です、3割ですとなっていて、利用者側としてはとても分かりやすい減免の仕方ですが、市内施設は使用料の部分のみの減免ですので、特に文化体育館のような大きい施設では空調費がとて高くなります。今後、地域移行により様々な場所でのクラブ活動が活発になった時に、場所を確保するために仕方なく料金の高い文化体育館を使わなきゃいけないという場合もあるかと思いますが、今のような減免方法で良いのかなと感じています。また、今は、小学生団体の場合、といったように団体によって区分があると思いますが、地域移行されて様々な年代の方が一つの団体で活用していくことになろうかと思いますが、今後は団体の区分があるとおかしなことになると思っています。ですから、そのような区分を廃止していただくなど検討いただき、料金形態を利用者に分かりやすく変更していく必要があるのではないのでしょうか。今後、ぜひご検討いただければと思います。

【柏木課長】 スポーツ施設に関しましては、スポーツセンター条例に基づいて、減免の基準を定めさせていただいているところです。例えば、少年少女育成団体が利用する場合については減免。あと、部活動の地域移行の関係で、中学生を受け入れている団体で、中学生が活動に入っている時は減免の対象になったり、公民館でも、中学生を受け入れている団体で、中学生が活動に入っている場合には対象になったり、といった細かい基準があります。それが分かりにくいというご指摘もございましたので、その辺を一度整理させていただき、分かりやすい表示ができるよう検討させていただきます。

【清水委員】 各団体の予算はそれぞれ違うと思いますが、施設使用料が高いから活動できないとなってしまうと、受入団体の活動回数が減ったり、施設使用料を支払うために月謝を高くせざるを得ないといったことも起こりますので、今後に向けて検討よろしく願いいたします。

【福田次長】 文化体育館の空調費につきましては、かなり大きい設備が入っておりますので、その辺りは今後別に検討させていただきたいと思います。公民館施設については、使用料無料というような形で運用させていただいております。ただ、ご指摘のありましたように、料金がわかりにくいという部分に関しましては、受付時に、整理された料金体系を提示したり、わかりやすく説明したりという対応について周知を図っていきたいと考えております。

○5月教育委員会定例会について

【田村課長】 5月の教育委員会定例会については、委員の皆様の日程調整をさせてい

ただいた結果、５月２７日（火）午前１０時より第２別館第５会議室で開催したいと
思いますのでよろしくお願いいたします。

８．閉 会

【新宅教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合
教育委員会合同定例会を閉会します。

午前１１時３８分